

4 緑地の保全及び緑化推進のための施策

(1) 施設緑地の整備目標及び方針

施設緑地は、都市公園と都市公園以外の公共施設緑地及び民間施設緑地に区分されます。

平成30年では、施設緑地として、市民一人あたり約46㎡が確保されています。

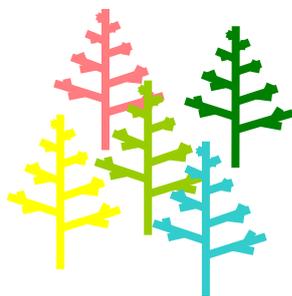
目標年次の令和7年までに都市計画区域内において、市民一人あたり49㎡以上、市街化区域内において、市民一人あたり15㎡以上の施設緑地の確保をめざします。

施設緑地	平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)	増減率
都市公園	5.33㎡/人 (3.15㎡/人)	6.42㎡/人 (3.48㎡/人)	8.49㎡/人 (3.79㎡/人)	1.32倍 (1.09倍)
公共施設緑地	18.97㎡/人 (6.85㎡/人)	17.82㎡/人 (6.66㎡/人)	18.11㎡/人 (6.76㎡/人)	1.02倍 (1.02倍)
都市公園等合計	24.30㎡/人 (10.01㎡/人)	24.24㎡/人 (10.14㎡/人)	26.60㎡/人 (10.55㎡/人)	1.10倍 (1.04倍)
民間施設緑地	20.35㎡/人 (3.34㎡/人)	22.14㎡/人 (4.65㎡/人)	22.96㎡/人 (5.16㎡/人)	1.04倍 (1.11倍)
合計	44.65㎡/人 (13.34㎡/人)	46.38㎡/人 (14.78㎡/人)	49.57㎡/人 (15.71㎡/人)	1.07倍 (1.06倍)

※1 () は、市街化区域面積における市民一人あたりの面積です。

※2 端数処理により合計が合わない場合があります。

※3 増減率の基準は平成30年とします。



ア 都市公園

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の都市公園の市民一人あたり面積の目標を約 8 m²以上とします。

名称		平成 30 年 (2018)			令和 7 年 (2025)			増 減 (ha)
		箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人	
住区基 幹公園	街区公園	179 (161)	15.19 (13.22)	0.92 (0.78)	183	16.08	0.99	0.89
	近隣公園	2 (2)	3.33 (3.33)	0.20 (0.20)	4	7.33	0.45	4.00
	地区公園	1 (1)	6.82 (6.82)	0.41 (0.40)	2	11.92	0.74	5.10
都市基 幹公園	総合公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0
	運動公園	1 (1)	17.75 (16.42)	1.08 (0.97)	1	17.75	1.10	0
特殊 公園	風致公園	1 (1)	0.66 (0.66)	0.04 (0.04)	1	0.66	0.04	0
	歴史公園	1 (1)	1.02 (1.02)	0.06 (0.06)	3	7.92	0.49	6.90
大規模 公園	広域公園	1 (1)	36.10 (34.63)	2.19 (2.05)	1	50.83	3.14	14.73
都市 緑地	都市緑地	12 (10)	25.05 (13.72)	1.52 (0.81)	12	25.05	1.55	0
合計		198 (178)	105.94 (89.84)	6.42 (5.33)	207	137.55	8.49	31.62

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成 18 年度の数値

※ 増減の基準は平成 30 年とします。





(イ) 整備方針

主要な都市公園の配置については、系統別の方針（環境保全、景観形成、レクリエーション、防災）に基づき、秦野市カルチャーパークを幹、各公園を枝葉として、本市の豊かな自然環境や文化遺産など、地域の特性を活用し、市民活動や憩いの場として利用できるような計画とします。

また、広域的な拠点として、丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園を配置します。

さらに、平成18年（2006年）12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行により、都市公園についてもバリアフリー化への対応が求められていることから、今後の整備、改修時においてバリアフリー化を推進します。

日常的な管理についても公園里親制度等を活用し、多様な主体による地域に密着した公園づくりを推進します。

主要な公園については指定管理者による適切な運営を図ります。

○ 住区基幹公園

街区公園	
目 標	183 箇所 16.08 h a 0.99 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・市街地において、人々が身近な遊びや休息などの利用できる公園とします。・設置に際しては、環境創出行為等による公園整備のほか、周辺の公園設置状況や地域における利用目的を踏まえた整備とします。・設置されてから一定期間が経過し、施設の老朽化等が進んだ公園の再整備については、公園再生構想に基づき、地域のニーズを反映しながら再生を図ります。

近隣公園	
目 標	4 箇所 7.33 h a 0.45 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・人々がふれあいながら、身近な体力づくり、遊び、休息、散策などの利用できる公園とします。・土地区画整理事業と連携して用地の確保及び整備を進めます。





地区公園	
目 標	2箇所 11.92ha 0.74㎡/人
方 針	・市街地から近距離で、人々が気軽に体力づくり、行楽、休息、散策などの利用ができ、地域の文化・風土・自然にふれられる公園とします。

○ 都市基幹公園

運動公園	
目 標	1箇所 17.75ha 1.10㎡/人
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野中央運動公園は、文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場としたカルチャーパークとして、施設の充実と利用の促進を図ります。 ・秦野市カルチャーパーク内の総合体育館は、秦野市地域防災計画で広域避難場所に位置付けられています。

○ 特殊公園

風致公園	
目 標	1箇所 0.66ha 0.04㎡/人
方 針	・今泉名水桜公園は、魅力ある水辺景観の拠点として保全します。



今泉名水桜公園（風致公園）





歴史公園	
目 標	3箇所 7.92ha 0.49㎡/人
方 針	・市の文化的な遺産の確保を図り、市民共有の財産として有効活用することで、郷土を愛する心を育む機会を充実させるため、遺跡を区域に含む配置をします。

○ 広域公園

広域公園	
目 標	1箇所 50.83ha 3.14㎡/人
方 針	・丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園の整備と機能の充実を図るための区域拡張(5.2ha)を要望していきます。

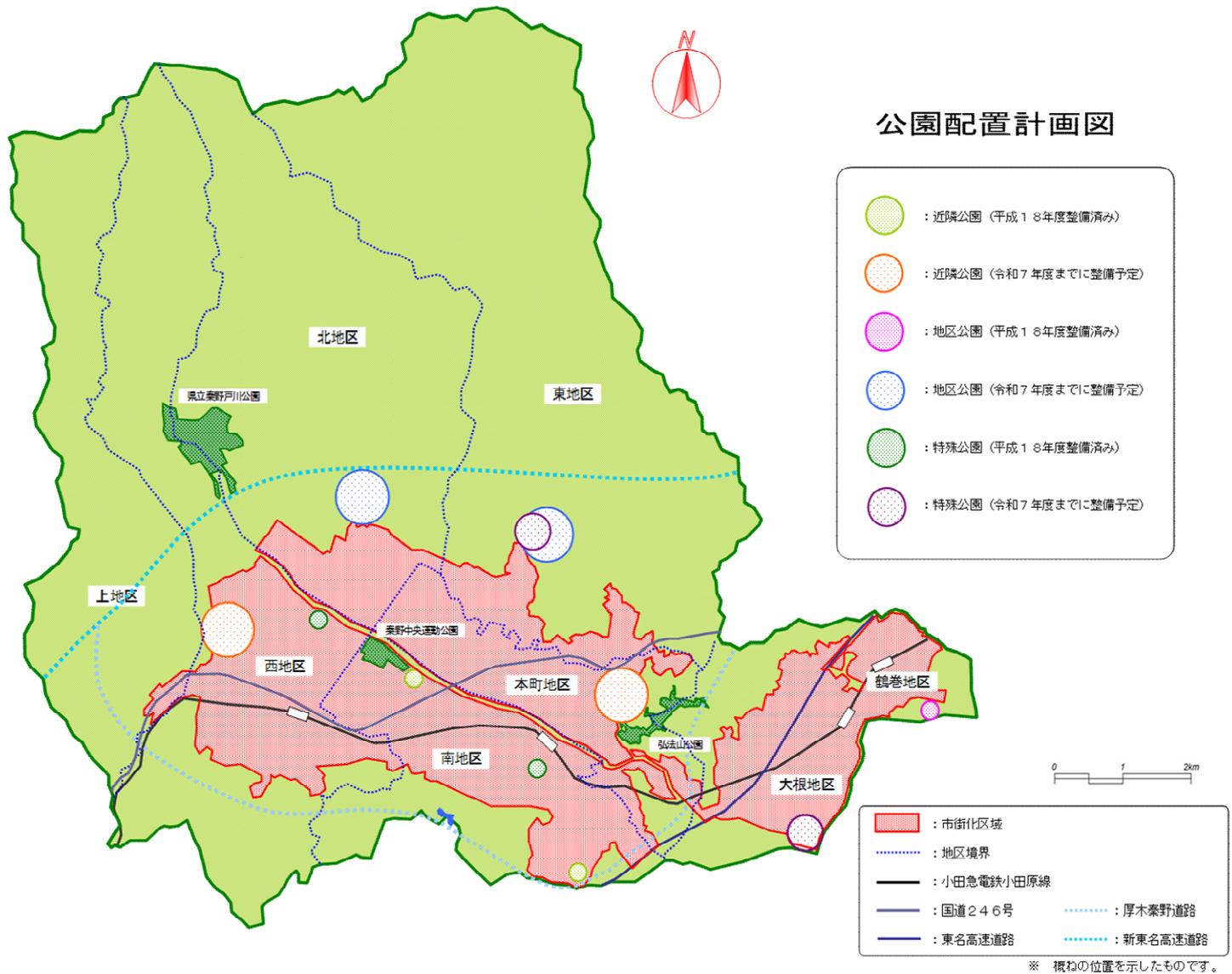
○ 都市緑地

都市緑地	
目 標	12箇所 25.05ha 1.55㎡/人
方 針	・市街化区域内又はその周辺に存在する良好な自然的環境を活用することにより、市民の日常生活にうるおいを与え、都市環境の保全と回復を図るため、都市緑地の維持管理に務めます。





公園配置計画図



イ 公共施設緑地

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の公共施設緑地の市民一人あたり面積の目標を18㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
緑地	10 (11)	2.20 (17.48)	0.13 (1.04)	10	2.20	0.14	0
広場	6 (6)	5.46 (5.46)	0.33 (0.32)	6	5.46	0.34	0
市民農園	49 (39)	9.99 (9.26)	0.61 (0.55)	50	9.98	0.62	△0.01
農村公園	1 (1)	1.10 (1.10)	0.07 (0.07)	1	1.10	0.07	0
教育施設	36 (36)	52.58 (52.58)	3.19 (3.12)	35	52.02	3.21	△0.56
河川緑地	6 (6)	87.58 (87.31)	5.31 (5.18)	6	87.58	5.41	0
その他	78 (91)	135.13 (146.53)	8.19 (8.69)	78	135.07	8.34	△0.06
合計	186 (190)	294.04 (319.72)	17.82 (18.97)	186	293.40	18.11	△0.63

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

※ 教育施設にはこども園を含みます。

(イ) 整備方針

○ 緑地

緑地	
目 標	10箇所 2.20ha 0.14㎡/人
方 針	・環境創出行為などに伴う提供緑地について、公共施設緑地に位置付け、維持管理していきます。





○ 広場

広場	
目 標	6 箇所 5.46 h a 0.34 m ² /人
方 針	・ 秦野市浄水管理センター敷地内のなでしこ運動広場は、下水道処理施設の機能を増設するまでの間は、スポーツ広場として活用していきます。

○ 市民農園

市民農園	
目 標	50 箇所 9.98 h a 0.62 m ² /人
方 針	・ 消費者と農業のふれあいの場としてコミュニティ農園等 3 箇所 0.42ha を市民のニーズに合わせ適宜拡大を図ります。 ・ 民間の市民農園 45 箇所 9.41ha を位置付けます。 ・ 家庭の生ごみを堆肥化し、循環させる「生ごみ持ち寄り農園」2 箇所 0.15ha の拡大を図ります。

○ 農村公園

農村公園	
目 標	1 箇所 1.10 h a 0.07 m ² /人
方 針	・ 地域農業の活性化や人々の憩いの場及び観光拠点として、適切な維持管理に努めます。

○ 教育施設

教育施設	
目 標	35 箇所 52.05 h a 3.21 m ² /人
方 針	・ 小学校 13 校・中学校 9 校については、緑化の充実を図るとともに公園などに接する場合は一体的整備と管理を進めます。また、地域のコミュニティの場及び防災拠点として位置付けていきます。





○ 河川緑地

河川緑地	
目 標	6箇所 87.58ha 5.41㎡/人
方 針	・ 四十八瀬川・葛葉川・金目川・室川・大根川を河川緑地として位置付けます。河川改修において、自然環境に調和した整備を要望します。

○ その他

その他	
目 標	78箇所 135.07ha 8.34㎡/人
方 針	・ 四十八瀬川の上流に位置する表丹沢県民の森(84.6ha)・金目川の上流に位置する蓑毛自然観察の森(1.98ha)は、自然的条件を利用したレクリエーションの場として活用していきます。 ・ 新東名高速道路・国道246号バイパスの整備に伴う道路環境施設帯緑地の整備を要請していきます。 ・ 震生湖周辺は、良好な樹林・水辺を保全するとともに、関東大震災で誕生した、重要な文化財としての環境維持にも努め、観光拠点として活用します。





ウ 民間施設緑地

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の民間施設緑地の市民一人あたり面積の目標を2.2㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
環境創出行為 (プレイロット)	129 (105)	4.86 (3.78)	0.29 (0.22)	129	4.86	0.30	0
環境創出行為 (緑地)	756 (354)	23.31 (11.04)	1.41 (0.65)	1,354	30.04	1.85	6.73
その他	52 (41)	337.10 (328.26)	20.43 (19.48)	52	337.10	20.81	0
合計	937 (500)	365.27 (343.08)	22.14 (20.35)	1,535	372.00	22.96	6.73

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

(イ) 整備方針

○ 環境創出行為

環境創出行為	
目 標	1,483箇所 34.90ha 2.15㎡/人
方 針	・ 秦野市まちづくり条例に基づく、事業者管理の広場（プレイロット）及び緑地については、今後とも環境創出行為に伴う設置を指導していきます。

○ その他

その他	
目 標	52箇所 337.10ha 20.81㎡/人
方 針	・ 日常的なオープンスペースとして利用されている寺社境内地を位置付けていきます。 ・ 広く市外の人々にも利用されているゴルフ場5箇所272.69haを位置付けていきます。 ・ 工場立地法及び神奈川県みどりの協定実施要綱に該当する開発行為に対して、環境創出行為の事前協議において、協定の締結等を指導していきます。



(2) 地域制緑地の整備目標及び方針

地域制緑地は、法による緑地と条例等による緑地に区分されます。

地域制緑地として、市民一人あたり約542㎡が確保されています。

目標年次までに都市計画区域内において、市民一人あたり552㎡以上、市街化区域内において、市民一人あたり9㎡以上の地域制緑地の確保をめざします。

地域制緑地		平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)	増減率
法によるもの	特別緑地保全地区	0㎡/人 (0㎡/人)	0㎡/人 (0㎡/人)	1.71㎡/人 (1.21㎡/人)	一倍 (一倍)
	生産緑地地区	6.35㎡/人 (7.00㎡/人)	6.11㎡/人 (6.72㎡/人)	6.17㎡/人 (6.80㎡/人)	1.01倍 (1.01倍)
	国定公園	233.54㎡/人 (0㎡/人)	238.67㎡/人 (0㎡/人)	243.09㎡/人 (0㎡/人)	1.02倍 (一倍)
	農業振興地域 農用地区域	44.41㎡/人 (0㎡/人)	43.37㎡/人 (0㎡/人)	42.91㎡/人 (0㎡/人)	0.99倍 (一倍)
	保安林区域	219.96㎡/人 (0㎡/人)	225.40㎡/人 (0㎡/人)	229.57㎡/人 (0㎡/人)	1.02倍 (一倍)
計		504.26㎡/人 (7.00㎡/人)	513.54㎡/人 (6.72㎡/人)	523.44㎡/人 (8.01㎡/人)	1.02倍 (1.19倍)
条例等によるもの	県立自然公園	17.20㎡/人 (0.52㎡/人)	17.58㎡/人 (0.53㎡/人)	17.90㎡/人 (0.54㎡/人)	1.02倍 (1.02倍)
	自然環境保全地域	9.91㎡/人 (0㎡/人)	10.13㎡/人 (0㎡/人)	10.32㎡/人 (0㎡/人)	1.02 (一倍)
	樹林保全地区	0.61㎡/人 (0.68㎡/人)	0.59㎡/人 (0.64㎡/人)	0.64㎡/人 (0.71㎡/人)	1.08倍 (1.11倍)
	保存樹木	32本	29本	32本	一倍 (一倍)
	生垣の設置	0.09㎡/人 (0.10㎡/人)	0.09㎡/人 (0.10㎡/人)	0.09㎡/人 (0.10㎡/人)	1倍 (1倍)
	生き物の里	0.09㎡/人 (0㎡/人)	0.16㎡/人 (0㎡/人)	0.17㎡/人 (0㎡/人)	1.01倍 (一倍)
	かながわのマイカル・トラスト緑地	0.34㎡/人 (0.38㎡/人)	0.34㎡/人 (0.38㎡/人)	—	一倍 (一倍)
計		28.25㎡/人 (1.67㎡/人)	28.89㎡/人 (1.65㎡/人)	29.12㎡/人 (1.35㎡/人)	1.01倍 (0.82倍)
合計		532.51㎡/人 (8.67㎡/人)	542.42㎡/人 (8.37㎡/人)	552.56㎡/人 (9.36㎡/人)	1.02倍 (1.12倍)

※1 () は、市街化区域面積における市民一人あたりの面積です。

※2 端数処理により合計が合わない場合があります。

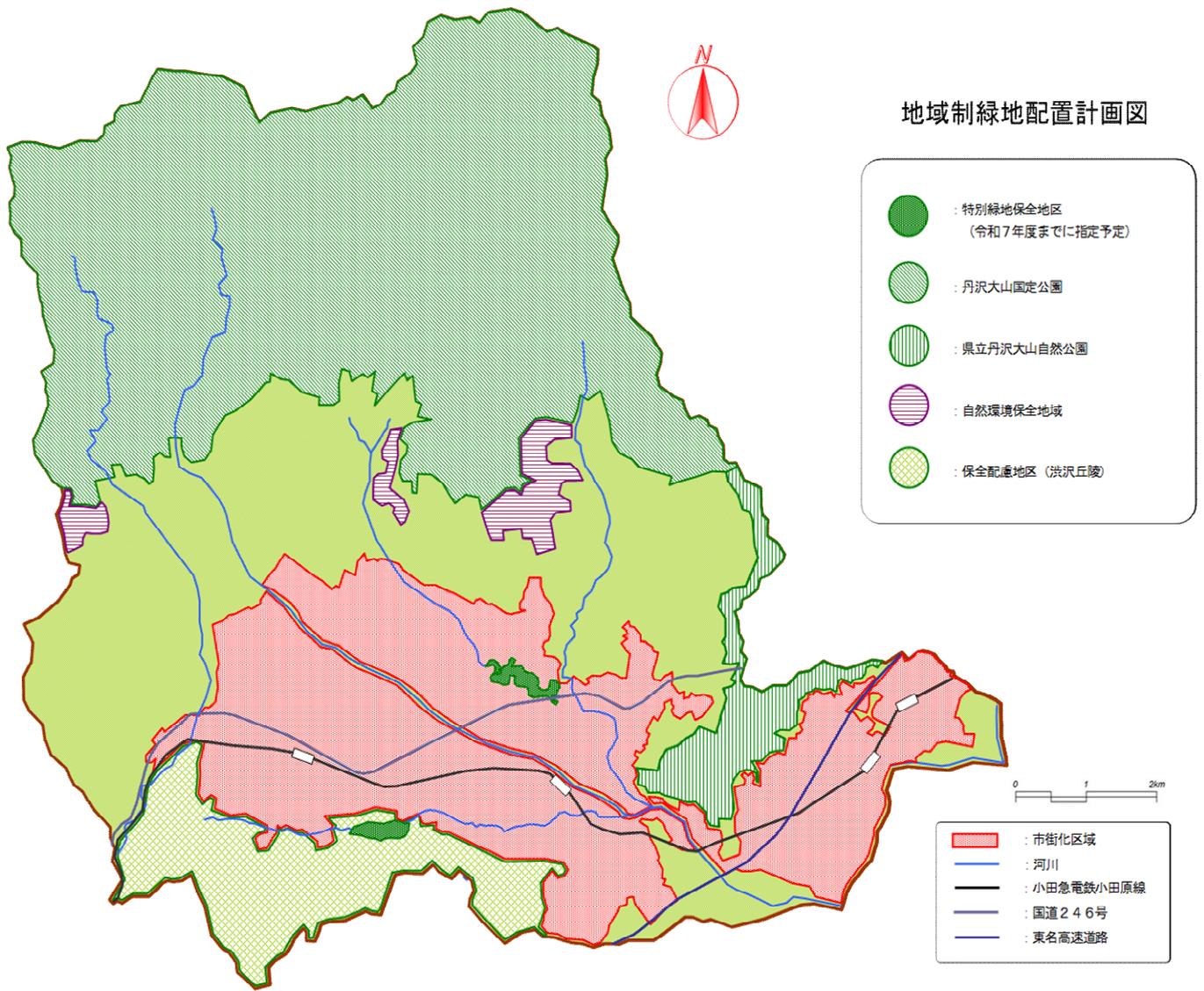
※3 増減率の基準は平成30年とします。

※4 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止





地域制緑地配置計画図



※ 概ねの位置を示したものです。



ア 法によるもの

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の法による地域制緑地の市民一人あたり面積の目標を523㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
特別緑地保全地区	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3	27.67	1.71	27.67
生産緑地地区	670 (713)	100.80 (107.00)	6.11 (6.35)	665	100.00	6.17	△0.8
国定公園	1 (1)	3,938.00 (3,937.00)	238.67 (233.54)	1	3,938.00	243.09	0
農業振興地域 農用地区域	1 (1)	715.58 (748.69)	43.37 (44.41)	1	695.10	42.91	△20.48
保安林区域	1 (1)	3,719 (3,708)	225.40 (219.96)	1	3,719	229.57	0
合計	673 (716)	8,473.38 (8,500.69)	513.54 (504.26)	671	8,479.77	523.44	6.39

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

(イ) 整備方針

○ 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区	
目 標	3箇所 27.67ha 1.71㎡/人
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に残る良好な自然環境を保全するため、かながわのナショナル・トラスト緑地第1号である葛葉緑地約17haについて、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。 ・市町村が決定する特別緑地保全地区として、市街化区域に隣接し、動植物の生息地又は生育地としての特性を持つ一定範囲以上の緑地について、指定を検討していきます。





○ 生産緑地地区

生産緑地地区	
目 標	665 箇所 100 h a 6.17 m ² /人
方 針	・ ゆとりある都市のオープンスペースとして、良好な都市環境を形成する市街化区域内農地を生産緑地地区として位置付け、保全していきます。

○ 国定公園

国定公園	
目 標	1 箇所 3,938 h a 243.09 m ² /人
方 針	・ 市域の北半分を占める丹沢山地は、自然公園法により制度上保全されていますが、これらは今後も引き続き多様な自然環境を保全し、市民、県民へ健全なレクリエーションを提供する場として位置付け、広域的な地域制緑地として、自然公園の指定の継続を図ります。

○ 農業振興地域農用地区域

農業振興地域農用地区域	
目 標	695.10 h a 42.91 m ² /人
方 針	・ 農業生産の場として、緑地の永続性が高いため、地域制緑地に位置付けていきます。

○ 保安林区域

保安林区域	
目 標	3,719 h a 229.57 m ² /人
方 針	・ 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、風致目的の保安林を位置付けていきます。



イ 条例等によるもの

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の条例等による地域制緑地の市民一人あたり面積の目標を29㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
自然公園	1 (1)	290.00 (290.00)	17.58 (17.20)	1	290.00	17.90	0
自然環境保全地域	3 (3)	167.10 (167.10)	10.13 (9.91)	3	167.10	10.32	0
樹林保全地区	20 (22)	9.66 (10.36)	0.59 (0.61)	22	10.36	0.64	0.7
保存樹木	22 (25)	29本 (32本)	— (—)	25	32本	—	—
生垣の設置	1 (1)	1.52 (1.51)	0.09 (0.09)	1 (1)	1.52	0.09	0
生き物の里	6 (3)	2.70 (1.53)	0.16 (0.09)	6	2.70	0.17	0
かながわのナショナル・トラスト緑地	1 (1)	5.64 (5.75)	0.34 (0.34)	—	—	—	△5.64
合計	32 (31)	476.62 (476.24)	28.89 (28.25)	33	471.68	29.12	△4.94

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

(イ) 整備方針

○ 自然公園

県立自然公園	
目 標	1箇所 290ha 17.9㎡/人
方 針	・ 弘法山を含む丹沢山地は、県立自然公園条例により制度上保全されていますが、これらは今後も引き続き多様な自然環境を保全し、市民、県民へ健全なレクリエーションを提供する場として位置付け、広域的な地域制緑地として、自然公園の指定の継続を図ります。





○ 自然環境保全地域

自然環境保全地域	
目 標	3 箇所 167.1 h a 10.32 m ² /人
方 針	・豊かで貴重な自然を有し、自然的、社会的諸条件からみて保全することが必要な区域として、自然環境保全地域に指定されている、国定公園に接するスギ、ヒノキの植林地である3箇所（三廻部浅間山、菩提向山、田原・蓑毛）167.1ha を位置付けていきます。

○ 樹林保全地区

樹林保全地区	
目 標	22 箇所 10.36 h a 0.64 m ² /人
方 針	・秦野市みどり条例により樹林保全地区 9.66ha の樹林地を指定しており、条例の見直し等による制度の改善を行い、街中に残る樹林の保全について、一層の推進を図っていきます。

○ 保存樹木

保存樹木	
目 標	25 箇所 32 本
方 針	・秦野市みどり条例により保存樹木 29 本の樹木を指定しており、条例の見直し等による制度の改善を行い、樹木の保全について、一層の推進を図っていきます。

○ 生垣の設置

生垣の設置	
目 標	1 (697) 箇所 1.52 h a 0.09 m ² /人
方 針	・環境創出行為に伴う事前協議の中で設置を指導していきます。





○ 生き物の里

生き物の里	
目 標	6箇所 2.7ha 0.17㎡/人
方 針	・各地域の生き物の里管理団体等による草刈りや水路等の整備を実施し、生き物の里及びその周辺一帯の環境の保全再生に努めます。

○ かながわのナショナル・トラスト緑地

かながわのナショナル・トラスト緑地	
目 標	—
方 針	・トラスト緑地として5.64haが緑地保存契約されています。今後は、緑地保全の更なる担保性を確保するため、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。





(3) 都市緑化の推進

自然と人が共生するみどり豊かな都市の創造には、都市緑化を牽引する公共施設の緑化を始め、事業者及び市民との協働による施策の推進が必要となります。

行政・事業者・市民による緑化方針を掲げ、緑の保全と育成に対する理解と実践の促進を図っていきます。

ア 公共公益施設の緑化

○ 公共施設の緑化

地域の緑の拠点として民間事業所の模範となるような緑化を推進します。また、オープンスペースのある公共施設は、多様な生き物の生息に配慮した工夫を行い、緑や生き物にあふれた環境を創出していきます。

○ 道路・駅前広場の整備

生き物の生息移動空間の形成にも配慮した、道路や駅前広場の緑化を推進し、街の景観の向上を図ります。また、生き物の移動空間としての緑の維持・拡大を図ります。

○ 公園・緑地の整備

水と緑のネットワークの拠点として、既存のみどりの構成要素を活用し、自然と人の共生を考慮した、個性ある公園や緑地の整備を推進します。また、整備にあたっては、意見公募や検討会により、市民の多様な要望を取り入れていきます。

○ 河川緑地の整備

河川を身近に感じられるものとするため、河川の改修・整備の際には、河川敷の親水化等を促進するとともに、河川周辺の草地や樹林地などについて、自然景観の貴重な要素、また豊かな生物相の緑地として保全していきます。また、河川沿いの公共施設や宅地では市民の協力を得ながら緑化を進め、水と緑とが一体となったレクリエーション空間、生き物の移動空間を形成します。

○ 水辺の整備

全国名水百選に選定されている「秦野盆地湧水群」及びその周辺緑地を含む水辺の整備、里地里山に接する谷戸田を生き物の里に指定し、保全管理を図ります。





○ 水とみどりのふれあい軸の保全・形成

本市のゆとりやうるおいを感じさせる空間として、緑地・河川・公園の一体化や連携に配慮し、つながりのある水とみどりの軸を形成します。

イ 民有地の緑化

○ 工業系地域の緑化

盆地のほぼ中央に集中する工業系地域の工場や事業所の緑化を促進し、地下水かん養の促進をするとともに、うるおいとやすらぎのあるまちなみの形成を図ります。

事業所などに対する緑化思想の普及啓発事業と合わせ、地域の環境の向上に貢献できる緑化の事例を示す施策を展開し、開発行為時に限らない自主的な緑化を促進します。

緑化指導の対象となる環境創出行為の規模や指導の内容について検討し、郷土樹種である照葉樹の植栽や景観・生き物の生息環境に配慮した緑化を指導します。

○ 商業系地域の緑化

限られた空間を生かした緑化を進め、みどりに包まれたうるおいと活気のある商店街の創出を図ります。

屋上・壁面・ベランダなどの利用により、花や樹木を用いた明るい華やぎのある空間を作り出します。さらに、主要な交差点や歩道沿いにスポット的にシンボルツリーの植栽や花壇を設置するなど、景観の向上を図ります。

商業地の整備を行うときは、買い物に訪れた人の憩いの場としてポケットパークを設置するなど、ゆとりの空間の確保を推進します。

○ 住居系地域の緑化

緑被率の向上を目的とした樹木の植栽を行うだけでなく、ベランダを始めとした限られたスペースを利用して草花の植栽など、景観に配慮した効果的な緑化を促進し、安全で快適なうるおいある住宅地を形成していきます。

○ その他の民有地の緑化

市街化区域とその周辺の農地を保全・活用することにより、緑地としてのさまざまな機能を十分に発揮させていきます。

森林や里地里山の保全再生に取り組み、緑の公益的機能の維持拡大





を図り、自然公園の良好な自然環境の維持に努めていきます。

傾斜地や丘陵地における開発行為に対しては、景観の保全の観点からも、地域の特性に応じて高い割合の緑地を残せるよう、設計段階から保全計画を取り入れ、また施工方法にも配慮を行い、緑地保全型の開発となるよう誘導します。また、保全された緑地は、事業主と緑地協定を締結するなど、その担保性を高めるための配慮を行います。

ウ 市民参加による緑化

○ 団体の育成、支援

地域の緑化を進める団体や都市公園の美化及び維持管理を行う団体に対し、補助金等による支援を継続するとともに、新たな団体の育成を図り、住民活動の輪を広げ、緑の基本計画推進の円滑化を図ります。

また、緑に限らず、生物・湧水などの保全活動や農林業の振興など、みどりの保全と創造にかかわる様々な個人・団体に対して、関係機関との連携を図りながら支援を行います。

秦野市みどり基金は、本計画を推進するための重要な財源であるため、効果的なPRを行うことにより、市民・事業者の理解と協力を得て一般寄附の増額に努めるとともに、原資の有効な活用を図っていきます。公園里親制度により、公園の花壇や広場の管理をする団体に対して、花の苗や物品の支給等の支援を行います。花のまちなみ推進事業により、花や緑があふれる「まちの美観」の創造を支援します。



市の木「さざんか」
City Tree
“The Sasanqua”

昭和 47 年(1972 年)4 月 1 日制定



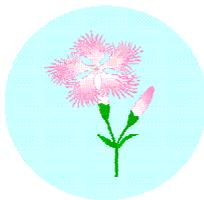
市の木「こぶし」
City Tree
“The Magnolia”

平成 17 年(2005 年)4 月 23 日制定



市の鳥「うぐいす」
City Bird
“The Bush Warbler”

昭和 47 年(1972 年)9 月 1 日制定



市の花「なでしこ」
City Flower
“The Wild Pink”

昭和 47 年(1972 年)4 月 1 日制定



市の花「あじさい」
City Flower
“The Hydrangea”

平成 17 年(2005 年)4 月 23 日制定





○ 啓発事業

「はだのみどりの月間（4月29日～5月31日）」を始めとした各種の緑化イベントを拡充し、市民の緑化意識の高揚を図ります。

「くずはの家春・秋のつどい」、「市民の日」を緑化思想普及のための事業に位置付け、緑化コーナーの充実を図ります。

○ 環境教育・学習

森林・河川・湖沼・畑などの自然環境とのふれあいを通して、みどりの関心を高めることにより、市民のみどりの重要性や役割などに対する理解を深めていきます。

「くずはの広場」、「蓑毛自然観察の森」、「県立秦野戸川公園」については、自然観察の拠点として位置付け、利用の促進を図ります。

「くずはの広場」の中心的な施設である「くずはの家」において開催している探鳥会・昆虫教室・植物観察会などの充実を図り、より多くの市民の参加を得るように努めます。

また、里地里山の保全再生及び林業思想の普及の場として、「里山ふれあいセンター」、「表丹沢野外活動センター」の活用を図ります。



○ かながわのナショナル・トラスト制度による緑地保全

「財団法人かながわトラストみどり財団」と「かながわトラストみどり基金」が一体となって展開しているかながわのナショナル・トラスト制度による緑地保存地域第1号として、昭和61年に葛葉川周辺の緑地が指定され、約5.64haについて土地所有者の理解と協力が得られ保存契約が締結されています。

この葛葉緑地は、秦野の市街地を東西に走る国道246号北側にあるうっそ





うとした樹林地で、樹林の中を葛葉川が大きく蛇行して流れ、市街地にありながら峡谷の様相を呈した貴重な自然環境であり、財団法人かながわトラストみどり財団、県、市及び市民が一体となって緑の保全に努めていきます。

(4) はだの一世紀の森林づくり構想

市民と行政が協働して里地里山の保全再生や水源の森林づくりに取り組むとともに、市街地の身近なみどりを創出します。50年かけて荒廃した森林を再生し、さらに50年かけて整備された森林をつくることにより、人と自然が共生した秦野らしさのある魅力ある都市づくりの構想を策定します。

ア 里地里山の保全再生

○ 里山林の再生、整備

里山は、農林業の場、薪炭資源の場として、人により管理活用された二次的自然でしたが、葉タバコ栽培の終了とともに人の手が入らなくなり、荒廃化が進んでいます。先人たちの里山を管理する智恵や技術にならい、地域住民主体による、NPO・行政・専門家との協働による里地里山保全再生活動を推進します。

○ はだの森づくり

健全で持続可能な里山林の保全再生のために落葉広葉樹の植樹をしていきます。また、里山以外では、深根性で水源かん養機能や災害防止機能が高い照葉樹の植樹を促進します。

○ 団体の育成、支援

里山保全整備団体への支援や公的管理による里山林の保全整備を進め、市民ボランティアによる保全再生の体制づくりを図ります。また、団体間の交流を促進し、連携を図ります。

イ 水源の森林づくり

○ かながわ水源の森林づくり事業

森林の持つ水源かん養、災害防止等の公益的機能を高めるため、水源エリアの森林を、かながわ水源の森林づくり事業の促進により、保全整備します。

○ 林業の育成

林業活性化のため、公共施設等での間伐材の活用促進や秦野産木材の普及推進を図ります。

ウ 都市緑化の推進

市街地において、公共公益施設の緑化を推進するとともに、工場や神社等の私有地の緑化を促進し、身近なみどりを創出します。

エ 森林保全意識の高揚

「里山ふれあいセンター」、「表丹沢野外活動センター」を拠点とし、森林・里山にふれあう事業を推進します。





(5) 重点的に緑地の保全に配慮が必要な地区（保全配慮地区）

重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）は、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点などの都市における緑地の状況などを勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置付け、その地区内で講じる緑地保全施策などを即地的に定めるものです。

ア 保全配慮地区の設定

丹沢山地とともに秦野盆地を形成している渋沢丘陵は、震生湖や全国名水百選「秦野盆地湧水群」の湧水地、いにしえからの信仰を秘めてまつられている寺社、里地里山の景観を残す集落、ボランティアの手によって再生されつつある里山等が点在し、市街地に近接する緑地であるにもかかわらず、懐かしいふるさとの景観を有しています。

また、大磯丘陵にある他の自然環境保全地域へと続くクヌギ・コナラの二次林は、小動物や昆虫、鳥類の貴重な生息・生育地となっています。

これらのみどりを育てている渋沢丘陵の緑地を保全するため、渋沢丘陵保全配慮地区を指定を検討します。（約750ha）

※渋沢丘陵 大磯丘陵の一部で、渋沢西断層（1.7km）と渋沢東断層（5.4km）からなる渋沢断層に沿って形成された丘陵をいう。

イ 緑地として位置付けられるもの

緑地の保全のため、地区内の施設緑地の維持及び拡充に努め、新たな地域制緑地として、市街化区域に隣接し、動植物の生息地又は生育地としての特性を持つ一定範囲以上の緑地を、特別緑地保全地区として指定を検討します。





公共施設緑地	景観、文化財、観光要素として貴重な資源である震生湖の自然環境を保全・活用していくため、震生湖周辺整備を推進します。地域のスポーツ振興の場として、栃窪スポーツ広場(1.00ha)、渋沢中学校(2.99ha)を位置付けます。
民間施設緑地	環境創出行為に伴いプレイロットや緑地の整備を指導します。
地域制緑地	貴重な動植物の生息環境の保全のため、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。 保安林区域と農業振興地域農用地区域の指定を継続します。 生き物の里(渋沢・峠)の指定を継続し、地域との連携による保全活動を推進します。

ウ 施策として位置付けられるもの

恵まれた眺望と震生湖や秦野盆地湧水群といった観光資源を利用したハイキングコースの周辺整備をしていきます。

二次林を活用した里山保全活動を通じ、里地里山の保全再生及び環境学習の場の提供に努めます。

農業・畜産の振興を支援することで、広がりを持った農地景観と付随する農家景観を保全していきます。

頭高山周辺整備事業	山頂広場整備(立木間伐、四阿(休憩所)等の設置)を進めます。 広域的なハイキングコースの検討及び整備を進めます。
花のある観光地づくり	市内遊休農地において推進します。
里地里山の保全再生	ボランティア団体による里山林保全整備の支援により、多様な動植物の生息環境の保全と環境学習の場として保全・再生していきます。
景観形成	農地景観や農地と一体となって穏やかな景観を形成する屋敷林・社寺林を保全・活用していきます。





渋沢丘陵保全配慮地区計画図

